

奈良市乳幼児健康診査(1歳7か月児・3歳6か月児)における保健師派遣業務委託仕様書

1 業務名

奈良市幼児健康診査(1歳7か月児・3歳6か月児)における保健師派遣業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

奈良市三条本町13番1号

奈良市保健所・教育総合センター(はぐくみセンター)

中央保健センター及び母子保健課(その他、奈良市が指定する場所)

※本業務は、医療法上の病院・診療所に該当しない施設において実施されることを前提とする。

4 業務の形態(派遣の実施)

本業務は、労働者派遣法に基づく「労働者派遣」の形態により実施するものとする。

派遣先責任者(市職員)の指揮命令の下で業務を行うものとする。

5 業務内容

本業務は、乳幼児健康診査(集団健診)における保健師業務のうち、以下の内容を「奈良市乳幼児健康診査マニュアル」に基づき行う。

- (1)問診(児の発育・発達面及び保護者の養育状況等のスクリーニング)
- (2)健康診査結果説明、育児相談、保健指導
- (3)発達・生活習慣・行動の観察及び記録の作成(所定様式への記載)
- (4)事前・事後カンファレンスへの参加、要支援ケースの引継ぎ
- (5)会場設営、使用物品の準備等の補助
- (6)他職種(医師、歯科医師、心理士等)との連携、会場内での傷病者発生時等の緊急対応の補助
- (7)その他、健診運営に付随する簡易的な事務作業

6 禁止事項

派遣労働者は、以下の行為を行わないものとする。

- (1)医療行為(診断、治療、処方、注射、採血等)
- (2)医師の判断を必要とする専門的指導
- (3)助言を超える個人的な行為(確定的判断を含む)

7 従事日時及び中止時の取扱い

原則として以下の日程とする。

- (1)1歳7か月児健康診査:原則木曜日 12時30分から16時30分まで

(2)3歳6か月児健康診査:原則火曜日 12時30分から16時30分まで
※詳細な日程については、発注者が別途提示する「健康診査日程表」による。

【従事時間の前後】

業務の進行状況により終了時刻が前後する場合があるが、これに伴う追加の委託料は発生しないものとする。

【中止・延期の際の補償等】

①台風等の自然災害その他やむを得ない事情(警報の発令等)により、発注者が業務の中止または延期を判断する場合がある。

②①の事由以外により、発注者の判断により当日の業務が中止または延期となった場合、受注者に対し、当該業務に係る派遣料金単価の6割相当額を補償するものとする。

8 派遣労働者の要件

本業務に従事する保健師(各健診1回あたり保健師10名)は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1)保健師資格を有する者
- (2)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者
- (3)自治体の乳幼児健康診査(集団健診)の実務経験があること。
- (4)奈良市における乳幼児健康診査の目的及び実施内容を理解し、適切に遂行できる能力を有する者

9 受注者の責務(派遣元の管理体制)

受注者は、本業務を適正に実施するため、以下の体制を整備すること。

- (1)派遣元責任者の選定:派遣法第41条に定める派遣元責任者を選任し、発注者に通知すること。
- (2)派遣労働者の通知:受注者は、派遣労働者の氏名、性別、保健師免許の写し、その他発注者が必要と認める事項を事前に発注者に通知し、承認を得ること。
- (3)派遣労働者の体制:受注者は配置する従事者10名のうち1名をリーダー(統括者)として配置し、当該リーダーに対し、従事者の取りまとめ、業務の進行管理と業務の円滑な遂行のための従事者間の調整、市への報告等、業務管理上の中心的役割を担わせること。
- (4)労務管理:受注者は、派遣労働者の雇用主として、労働基準法、労働安全衛生法、社会保険関連法令に基づく責任の一切を負うものとする。
- (5)派遣労働者の確保:受注者は、代替職員を確保し、派遣職員に欠員が生じることがないように対応するとともに、代替職員リストを発注者に提出すること。
- (6)派遣労働者の業務水準の確保:受注者は、業務水準を確保するため、マニュアルに沿った業務遂行が困難な場合は、派遣労働者に対する研修を実施すること。
- (7)不適任者の交代:派遣労働者が業務遂行能力に欠ける場合、または勤務態度その他の理由により業務に支障を来すと認められる場合、発注者は受注者に対し、当該労働者の交代を求めることができるものとする。

10 発注者の責務

- (1)会場運営の統括、受付、物品準備
- (2)緊急時対応(救急搬送等)の最終判断および実施
- (3)業務に必要な記録様式、マニュアル、備品の提供
- (4)会場の安全確保(感染症対策を含む)

11 秘密保持及び個人情報の保護

- (1)受注者及び派遣労働者は、本業務を通じて知り得た乳幼児及び保護者の個人情報を適正に取り扱うため、個人情報の保護に関する法律及び奈良市個人情報保護条例を遵守すること。
- (2)派遣労働者は、発注者が定める「機密保持誓約書」等を提出するものとする。
- (3)受注者は、派遣労働者に対し、本業務開始前に守秘義務及び個人情報保護に関する教育を実施すること。

12 完了報告及び請求

- (1)受注者は、毎月の業務終了後、当月の履行実績(派遣人数、時間等)をまとめた「業務完了報告書(兼 履行実績報告書)」を発注者に提出し、検収を受けるものとする。
- (2)受注者は、検収完了後、適正な請求書を発注者に提出するものとする。

13 再委託の禁止

本業務は、労働者派遣の性質上、再委託(再派遣)を禁止する。

14 履行場所適法性の消滅時の特則

履行場所が医療法上の診療所扱いとなり、労働者派遣が不可能となった場合、発注者は契約を解除することができる。

15 その他

本仕様書に定めのない事項、または本業務の遂行にあたって疑義が生じた事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。